

岡山多文化共生政策研究会規約

(名称)

第1条 この研究会は「岡山多文化共生政策研究会」と称する。

(目的)

第2条 この研究会は、大学及び自治体等が協働により、在住外国人の状況など岡山県の実情を踏まえた効果的な多文化共生施策や各主体の役割等について研究することにより、行政施策づくりや学術研究、地域活動の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この研究会は次の事業を行う。

- (1) 岡山県が実施する在住外国人の生活状況に関する調査内容の検討
- (2) 同調査結果に関する検討及び調査報告書案に関する検討
- (3) 岡山県にふさわしい多文化共生施策のあり方及び各主体の役割等の検討
- (4) 以上の事業の遂行のために必要な会議の開催、講師の招聘、その他の事業

(会員の構成)

第4条 この研究会は、岡山大学教員並びに岡山県県民生活部国際課、(一財)岡山県国際交流協会及びこの研究会の目的に賛同する市町村に所属する職員をもって構成する。

(座長)

第5条 この研究会に座長を置く。

- 2 座長は、会議を招集し、会議において進行役を務める。
- 3 座長は、岡山大学教員が務める。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要と認めたときに開催する。

- 2 会議の開催に当たっては、必要に応じて会員以外の関係者の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 この研究会の事務局は、岡山大学及び岡山県県民生活部国際課が共同で運営する。

(事業費)

第8条 この研究会の事業費は、岡山大学及び岡山県県民生活部国際課がそれぞれの予算の範囲内で負担する。

(費用負担)

第9条 この研究会に参加するための費用及び提供資料の作成にかかる費用は、それぞれの会員の所属団体が負担する。

(その他)

第10条 以上のほか、この研究会の運営及び事業実施に関し必要なことは、会員が協議して決定する。

附則

この規約は平成21年4月24日から施行する。